

ISSUE BRIEF

郵政改革の動向

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 469(FEB.23.2005)

はじめに

郵政事業改革論議の経緯

政府方針概要

主な論点

1 ユニバーサルサービス

2 郵便局網

(1) 経営形態

(2) 経営の自由度の拡大

問題点

1 データに基づく検討の必要性

2 他の構造改革との関連性

国土交通課

(河内 明子)

調査と情報

第469号

はじめに

平成 13 年 4 月の発足以来、小泉内閣は、聖域なき構造改革をキャッチフレーズに、「民間にできることは民間に」という原則の下、特殊法人改革等、様々な改革を行ってきた。首相の長年の持論であり、改革の本丸であると位置づけられている郵政民営化は、昨年 9 月に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」に従い、制度設計が進められているところである。

本稿では、政府の検討過程における議論を整理し、郵政改革論議に見られる問題点を探っていくこととする。

郵政事業改革論議の経緯¹（巻末年表参照）

平成 9 年 9 月、行政改革会議（会長：橋本首相）の中間報告は、郵政事業の民営化方針を打ち出したが、同年 12 月の最終報告でこの方針は転換された。最終報告を受けて制定された中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）には、「民営化等の見直しは行わないものとする」と明記されたうえ、3 事業一体の公社とすることで決着が図られた。

しかし、平成 13 年 4 月、以前から郵政民営化を主張してきた小泉元厚相を首班とする内閣が発足し、公社の制度設計が進められると同時に、公社化後の経営形態についても検討されることとなった。その舞台として、同年 5 月、首相の私的諮問機関「郵政三事業の在り方について考える懇談会（郵政懇）」が設置された。しかし、「公社化」と「公社化以後」を平行して検討することは次第に困難になり、平成 13 年 12 月以降、郵政公社法案が成立する平成 14 年 7 月まで、郵政懇は 1 度しか開催されなかった。

一方、平成 14 年 4、5 月に日本郵政公社法案などの郵政公社化関連 4 法案は、通例の与党関係手続きが完了しないままの異例の形で、第 154 回国会に提出されている。公社化後の民営化を目指そうとする首相の姿勢への反発から審議は難航したが、郵政公社法案等の一部修正を経て、平成 14 年 7 月、4 法案は可決・成立した。

郵政懇での議論は、民営化すべきという結論には至らないまま、平成 14 年 9 月に発表された報告書²では、「郵政事業の民営化を実施するとした場合の民営化の諸類型」として、

3 事業一体の特殊会社化、3 事業を維持する完全民営化、郵貯・簡保廃止による完全民営化の 3 類型を提示し、「国民的議論の素材」提供を行ってその活動を終了した。

その後、平成 15 年 4 月の郵政公社設立を控え、民営化の議論は進展しなかったが、平成 15 年 9 月の自由民主党総裁選で、小泉首相は、平成 19 年の郵政民営化を公約に掲げて勝利し、続いて行われた衆院選の政権公約に「郵政事業を 2007 年 4 月に民営化」との項目を盛り込んだ。

これ以降、小泉首相は、経済財政諮問会議³（以下、「諮問会議」という。）を郵政民営化

¹ 詳細は、橋本奈巳「郵政民営化の論点」『調査と情報 - ISSUE BRIEF -』No.377, 2001.11.13 参照

² 「郵政三事業の在り方について考える懇談会報告書」2002.9.6

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/yusei/kettei/020906houkoku.html>>

³ 経済財政諮問会議は、議長である総理大臣のほか、5 人の閣僚と日銀総裁、4 人の民間有識者で編成されている。以下、本稿で紹介する諮問会議の配布資料、議事要旨等は、同会議ホームページ(<<http://www.keizai-shimon.go.jp/index.html>>)上の「諮問会議情報」または郵政民営化準備室のホ

の議論を行う場とし、平成 15 年 9 月 26 日の諮問会議の席上で、竹中経済財政政策担当相に民営化案をまとめるよう指示した。

諮問会議では、総理の方針どおり平成 19 年 4 月に民営化を行うという前提⁴のもと、これまでに、平成 15 年 10 月 3 日に郵政民営化の基本原則（表 1 参照。以下、「5 原則」という。）を、平成 16 年 4 月 26 日に郵政民営化に関する論点整理（以下、「中間報告」という。）を発表した。また、同日、内閣官房に、郵政民営化準備室（以下、「準備室」という。）及び郵政民営化に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置、検討体制を整えている。

中間報告までに概ね合意が得られた事項は、5 原則のほか、窓口ネットワーク、郵便、郵便貯金、簡易保険という 4 機能の市場での自立を目指すこと、経営の自由度の拡大と民間との競争条件の対等化は、表裏一体であり、「コインの両面」として相互の調和を図りつつ進めること、移行期間を設け時間をかけて民営化を実施すること等である。長期の移行期間を設ける理由として、中間報告は、民営化に伴い郵貯・簡保の保有する資金量が大幅に変動する可能性があること⁵、今後 10 年で相当数（約 7 万人）の定年退職が見込まれること等を挙げている。

中間報告後、本格的な議論が再開されたのは、参院選後の 7 月 27 日に開催された会議からである。それから約 1 ヶ月半で、具体的な内容が固められていき、9 月 10 日に「郵政民営化の基本方針⁶」（以下、「政府方針」という。）がとりまとめられ、同日、この政府方針は、与党の承認を得ないまま閣議決定された。また、9 月 27 日の内閣改造の際には、新設された郵政民営化担当大臣に竹中経済財政政策担当相が任命された。基本方針とりまとめ後の制度設計は、有識者会議と準備室を中心に進められている。

表 1 郵政民営化の基本原則「郵政民営化の検討に当たってのポイント」

- | |
|---|
| 1 「官から民へ」の実践による経済活性化を実現する(活性化原則)
(経済の活性化に資する形で、郵政三事業を実物経済及び資金循環の両面における民間市場システムに吸収統合する) |
| 2 構造改革全体との整合性のとれた改革を行う(整合性原則)
(金融システム改革、規制改革、財政改革等との整合性をとる) |
| 3 国民にとっての利便性に配慮した形で改革を行う(利便性原則)
(郵政が国民や地域経済のために果たしてきた役割、今後果たすべき役割、利便性に十分配慮する) |
| 4 郵政公社が有するネットワーク等のリソースを活用する形で改革を行う(資源活用原則)
(郵便局ネットワーク等が活用されるよう十分配慮する) |
| 5 郵政公社の雇用には、十分配慮する(配慮原則) |

—ムページ(<<http://www.iijnet.or.jp/yuseimineika/index.html>>)から見ることができる。以下、準備室ホームページからアクセス可能な資料は、準備室HPと記しアドレスの記載は省略する。

⁴ この前提は、諮問会議の場でも何度も確認されており、異議は唱えられていない。平成 16 年第 3 回（2.17）議事要旨 12 頁、同第 18 回（8.2）11 頁、同 21 回（8.26）3 頁等を参照。

⁵ 郵政公社は、国債発行残高の約 4 分の 1 を保有している。民営化後の新会社が、運用先を自由に選び国債を引き受けなくなると、国債の安定消化に支障が出るなど国債管理政策への影響が懸念される。

⁶ 準備室HP（注 3 参照）

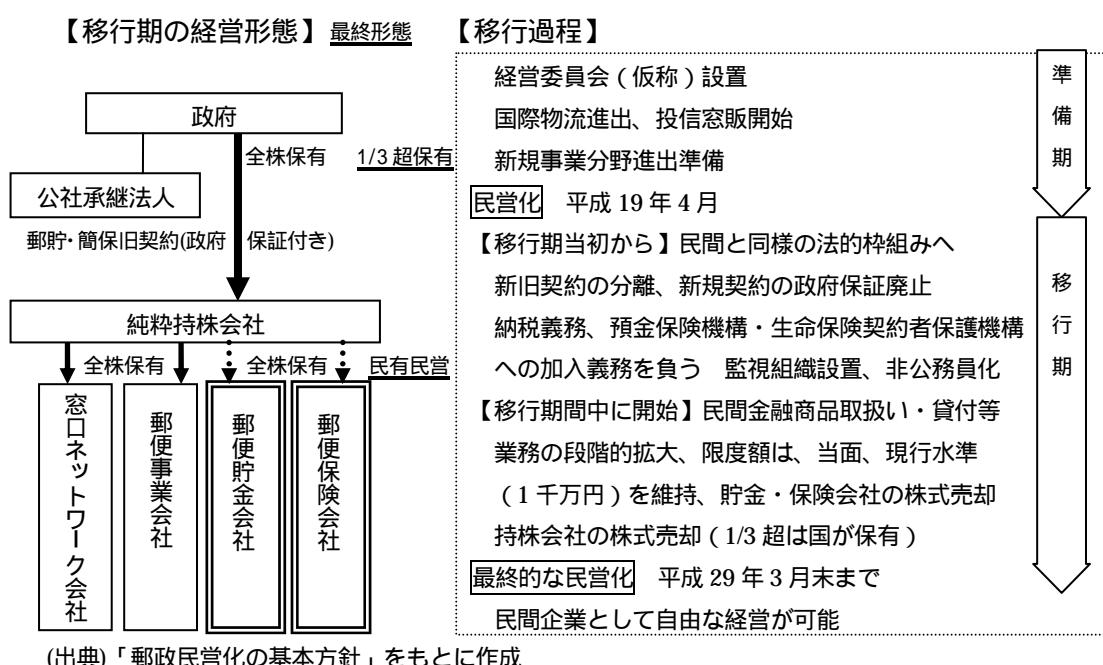
政府方針概要

政府方針によると、郵政民営化は、国民の利便性向上、「見えない国民負担」の最小化、資金の流れを公的部門から民間部門に変えること、という3つの国民利益実現のため、5原則（表1参照）を踏まえ、まず、平成19（2007）年に純粹持株会社の傘下に、窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険の4機能を株式会社として独立させ、10年以内の移行期を経て、平成29（2017）年までに最終的な民営化を実現するという段階を踏んで行われる。

政府方針は、4機能がそれぞれの市場に吸収統合され、市場原理の下で自立することが重要であり、(1) 経営の自由度の拡大、(2) 民間とのイコールフッティングの確保（競争条件の対等化）、(3) 事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底の3点がそのための必要条件であると述べている。

現在の郵政公社に代わり、新設される各組織の経営形態と最終的な民営化までの移行過程は、図1のとおりである。

図1 政府方針の概要



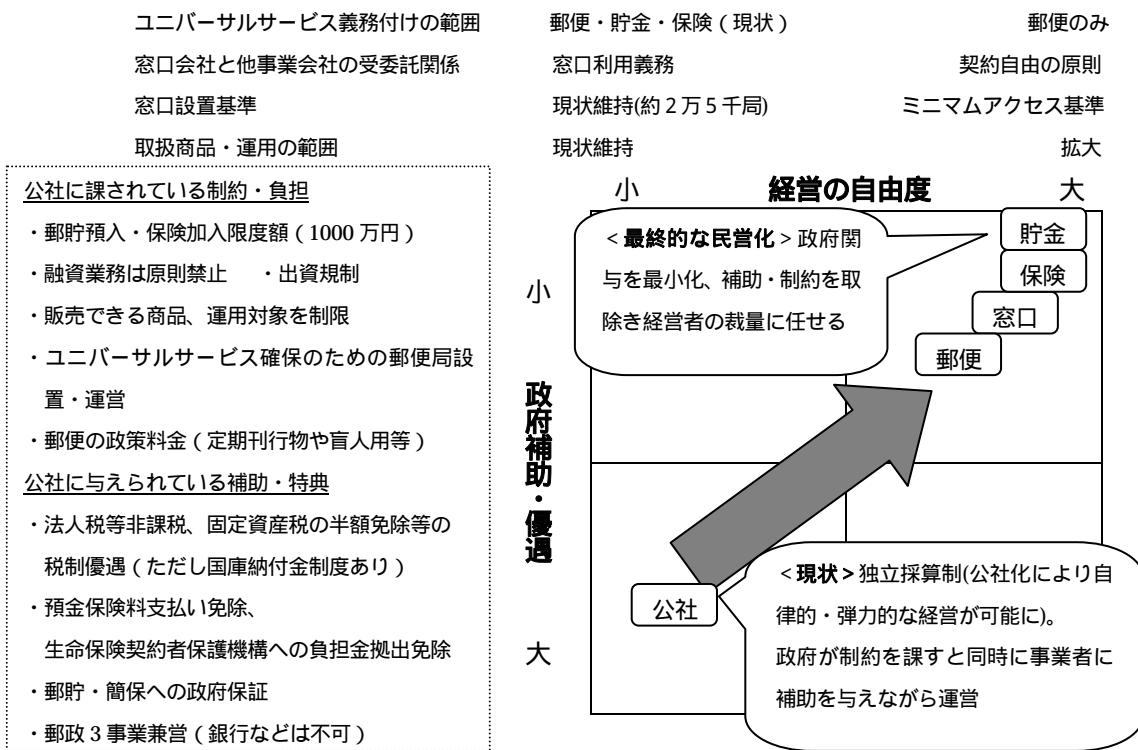
(出典)「郵政民営化の基本方針」をもとに作成

主な論点

政府方針の決定過程において、ユニバーサル（全国一律）サービス（後述）や郵便局数といった現状の利便性維持を優先し、そのための政府関与を求める麻生総務相・生田郵政公社総裁と、政府関与・国民負担の最小化を優先する諮問会議の民間有識者の議員（民間議員）・竹中大臣らとの間で、しばしば意見の対立が見られた（図2参照）。

以下では、この両者の間の意見対立を中心に、政府方針決定とその後の制度設計の過程での議論を整理する。

図2 民営化検討の主な指標<コインの両面>



(出典)宇田左近「移行期の全体イメージ」(郵政民営化に関する有識者会議第21回配布資料)等を参考に作成。

1 ユニバーサルサービス

参院選後の諮問会議での議論は、民営化の意義の再確認とユニバーサルサービスの義務付けの範囲から始まった。ユニバーサルサービスについては、これまでどおり、郵便、貯金、保険事業とも、新会社に法的に提供を義務付けるべきかという点をめぐって意見がまとまらず、中間報告の段階では、「必要とされるサービスについては、その提供が可能となる枠組みを確立すべきではないか」という抽象的な表現に留まっていた。

「ユニバーサルサービス義務について」(7月27日民間議員提出資料⁷)では、ユニバーサルサービス義務を「全ての利用者に、良質なサービスを単一料金または容易に利用可能な料金で提供することを義務付けること」と定義し、経済効率の観点からは義務を課す範囲は必要最小限のものとし、義務を課すためには、少なくとも 日常の国民生活に不可欠なサービスであり、 同様のサービスが他の事業者によって十分には提供されていないという条件を満たす必要があるとの基本的な考え方を示した。

こうした考え方に基づき、郵便事業会社に法的なユニバーサルサービス義務を課し、また、窓口ネットワーク会社には住民アクセス確保の努力義務を課すこととし、上記条件に合致しない貯金・保険への義務付けは行わないこと、郵便事業には必要に応じて義務に見合う優遇措置を与えること、地域分割を行わないこと、郵便・窓口ネットワーク会社の株式は、国が3分の1超の株式を保有する持株会社が100%株式を保有することが適切であるとい

⁷ 平成16年第16回(7月27日)諮問会議提出資料。以下、平成16年に開催された諮問会議の資料は、本文中に諮問会議の開催日を付し、注記は省略することとする。注3参照。

う提案を行った（7月27日議事要旨8-9頁、8月2日2頁）。

生田総裁は、地方では基礎的金融サービスの要望が非常に強く、民間金融機関では代替し得ないが、法的に義務付けられなければ、（貯金・保険新会社の）経営者は資本の論理に勝てず不採算地域での窓口委託をやめ、結果的に窓口網が崩壊してしまうと主張した⁸（8月2日議事要旨4頁）。麻生大臣も、わざわざ貯金・保険の義務付けを外し地方の反発を招くことはないのではと述べている（7月27日議事要旨16-17頁）。

こうした要求に対し、民間議員、福井日銀総裁、竹中大臣らは、法律による義務付けは、民間金融機関を縛り、他の金融機関との競争条件を根本的に変えることを意味し、財政負担につながると主張した（7月27日議事要旨19頁、8月2日13頁）。最終的には、民間議員らの提案どおり、金融のユニバーサルサービスについては、法的な義務付けを行うのではなく、実態としての全国一律サービスを確保する方策を探るべきということになった。

ユニバーサルサービス義務にともなう費用の負担方法としては、サービス供給の独占権を付与し、採算地域の利潤で不採算地域の損失を埋め合わせる内部補助方式と、補助金を与えて損失を埋め合わせる外部補助方式がある⁹。政府方針では、郵便の「ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける」としか書かれていないが、諮詢会議における議論の中では、信書配達の実質的な独占を維持し、規制緩和をしないといふことが優遇措置に当たるとされている（8月6日議事要旨15頁）。

2 郵便局網

民営化後、現在3事業で分担している郵便局網の維持コスト¹⁰をどのように負担し、郵便局網の現行水準維持を法的に定めるのかということをめぐって意見が対立した。

表2 郵便局数 平成16年3月末現在

普通郵便局			特定郵便局			簡易 郵便局*	計
集配	無集配	小計	集配	無集配	小計		
1,262	48	1,310	3,530	15,405	18,935	4,470	24,715

*取扱い事務量が少ない地域で、郵政公社が委託した地方公共団体や農協等によって窓口業務が行われる郵便局
(出典)『日本郵政公社2004』平成16年9月 p.77.

（1）経営形態 窓口への委託を確保 リスク遮断

諮詢会議での議論は、まず機能を分析した後に、その機能にふさわしい組織を考えるという方針に基づいて行われ、組織についての議論を開始したのは、参院選後の8月2日開

⁸ 生田総裁は、郵便局の効率化が進んで3万局あった郵便局数が半減してから、法令で最低維持基準（1万2000局）を定めたドイツの事例を引き合いに出している。最近来日したドイツポストのツムヴィンケル会長は、民営化にあたり、経営戦略を策定する上での障害にならないよう、規制の明文化、数値化が重要であると述べている（「郵政公社、民営化成功の条件は？」『日本経済新聞』2005.1.23.）。

⁹ 山重慎二「ユニバーサル・サービス」『経営戦略研究』2004 vol.2, 2004.10, pp.58-71; 「郵政事業とユニバーサルサービス」『変革期の郵政事業』日本評論社, 2000.4, pp.5-43.

¹⁰ 郵便局の大部分は、窓口業務のみを行う小規模な無集配特定郵便局が占めており（表2参照）。この無集配特定郵便局の維持コストは、郵便事業が3割、郵便貯金事業が6割、簡易保険事業が1割を負担している（4月7日議事要旨10頁）。

催の諮詢會議からであった。それまでに、4機能の市場での自立を目指すこと、金融の信用秩序の維持のため、貯金・保険機能と他の機能のリスク遮断が必要¹¹だという点について合意されていた。組織論が開始された8月2日に、4機能別の分社化を目指すことについては概ね合意されたが、郵便局網の合理化に対する見解など、意見の対立も顕在化した。

【窓口分離効果＝郵便局網の合理化】 有識者會議での議論では、4分社化のメリットとして、集配機能を窓口機能から分離して集中させることにより、都市部の集配局の資産効率化が図られるという点、また、窓口会社と他の事業会社の間に緊張関係が生まれ、窓口の効率化が進む点などが挙げられている¹²。窓口分離効果は、有識者會議メンバーの試算によると、年間最大7000億円程度だという（内訳：郵便局の合理化効果4000億円、窓口業務の効率化・資産の活用900億円、第三者の商品の販売1,900億円等）。この試算結果が紹介された諮詢會議の席上で、生田総裁は、これほどの郵便局合理化効果を得るには、郵便局を5,000局減らさなくてはならないのではと述べ、5原則のすべてに抵触すると抗議している（8月2日議事要旨15-17頁）¹³。なお、都市部の郵便局の統廃合が必要であることについては、麻生総務大臣も言及している（7月27日議事要旨17頁）が、どの程度の合理化まで許容されるのかという点は、諮詢會議の議論では明らかにされなかった。

【窓口会社の位置づけと貯金・保険会社の資本分離】 窓口会社は、他の事業会社からの業務委託によって収益を得る。他の事業会社が窓口会社を利用しなくなれば、郵便局網の崩壊を招きかねない。生田総裁は、そうした事態を防ぐため、4社を対等な関係に置くのではなく、窓口会社を事業持株会社として、他の事業会社に対し資本の力を背景とした強い影響力を持たせるといった制度設計をすべきと主張している（8月2日議事要旨4頁）。

また、リスク遮断の観点から、事業持株会社ではなく、純粹持株会社とすべきという主張に対しては、異業種が融合した金融コングロマリットが世界各地で登場している点も考慮すべきであると主張した（8月2日議事要旨15頁）。

【首相裁定】 9月7日に竹中大臣と麻生大臣による協議で、貯金会社と保険会社は、移行期間中に政府保有株式を売却し、最終的な民営化の時点で民有民営を実現するという点では合意が得られた¹⁴。しかし、平成19年当初から分社化し、純粹持株会社傘下に4事業会社を置くという竹中案と、当初からの分社にはシステム対応などの準備が間に合わないため、まず3事業一体のまま民営化し、その後窓口会社を事業持株会社として分社化するという麻生案が対立したまま、合意に至らなかった。その旨報告を受けた首相は、情報システムの観点から民営化当初からの分社化が可能かどうか専門家による検討の場を設置し

¹¹ 金融システム不安を引き起こさないよう、民間金融事業者は原則として他業兼営が禁止されている。

¹² 海外調査結果を踏まえて行われた有識者會議での議論に基づく。イギリス、オランダでは窓口業務が別会社化、フランス、イタリア、ドイツでも、郵便集配と窓口（郵便局）が分離されている（内閣官房郵政民営化準備室「郵政民営化への最近の取り組み状況」（8月2日諮詢會議配布資料））。

¹³ 有識者會議では、人口当たりの窓口数がドイツ並みであった場合を想定し、窓口数の削減のほか、法兰チャイズ化、簡易局化による効果も含めた試算であると説明されている（「郵政民営化に関する有識者會議第9回会合議事要旨」2004.7.30, pp.13,24（準備室HP 注3参照））。万国郵便連合の統計をもとに、人口当たりの窓口数をドイツと同等として計算するとおよそ3,800局程度の削減と推定できる（Universal Postal Union, *Postal statistics data base, update 2003* <<http://www.upu.int/statistics/en/index.shtml>>）。

¹⁴ 政府方針にも書かれた「民有民営」が、貯金・保険会社の全株売却、持株会社からの完全分離を意味するのか否かで、両大臣の見解は分かれている。

て年内に結論を得るという条件を付して、竹中案を政府方針とすることとし、10日には閣議決定された。平成16年末、政府方針を受けて設置された郵政民営化情報システム検討会議が、暫定的に分社化に対応することが可能との検討結果¹⁵を公表している。

(2) 経営の自由度の拡大 郵便局網維持のための収益確保 民業圧迫

政府方針では、民営化当初から税制等の優遇(図2参照)を廃止する一方で、当面の限度額維持を決めるなど(図1の「移行過程」を参照)制約の完全撤廃は認められなかった。さらに、その後の有識者会議での制度設計のための議論では、政府出資がある限り「暗黙の政府保証」が残るため、競争条件の対等化が不十分であるとし、早期の新規業務進出容認に慎重な意見が支配的となった。これに対し、生田総裁は、「有識者会議における議論に対する意見¹⁶」を竹中大臣あてに提出し、基本方針や5原則を踏まえた検討をするよう要請を行っている。

【経営試算】 平成16年11月、民営化後10年間の将来収支試算¹⁷が有識者会議の場で報告された(表3参照)。この試算は、新規事業やコスト削減のような政策判断、経営判断を要する事項は織り込みまずに、準備室が機械的に行ったもので、結果は、4社とも黒字確保が可能というものであった。竹中大臣や有識者会議のメンバーは、少なくとも各事業会社が10年は持続しうるという評価を下しているのに対し、生田総裁は、準備室あてに文書¹⁸を送り、試算結果が示しているのは、事業として長期には成り立たないこと、また事業を成り立たせるためには新規事業が不可欠なことと主張している。また、窓口会社が黒字になるよう資源配分を行い、委託料を設定したのではないかという疑問を提示し、資本関係の切れた貯金・保険会社が、試算が想定するような多額の委託料を払って郵便局網の維持コストを負担するとは思えないという見解を提示した。

表3 経営試算の概要

準備室が試算した各社の収益予測 (億円)					試算が前提とした人員配分				
年度	平19	平22	平25	平28	日本郵政公社 約27万人	郵便	12.0万人	持株会社	0.3-0.4万人
窓口	2,040	910	802	682		郵貯	5.8万人	窓口会社	13.5万人
郵便	382	302	183	104		簡保	4.3万人	郵便会社	12.0万人
貯金	2,289	3,008	2,836	1,483		その他	5.0万人	貯金会社	0.8万人
保険	351	255	339	301	平成16年3月末現在			保険会社	0.4万人

(出典) 「主要検討項目について(その2-2)」(内閣官房郵政民営化準備室) 平成16年11月17日

【地域分割・公正競争の確保】 中間報告には、地域金融機関との競争・共存に配慮しつつ、郵貯・簡保の膨大な資金が民間金融システムに円滑に統合されるようにすべきという趣旨の記述が盛り込まれており、地域分割の是非も論点の一つであった。その後の検討で、

¹⁵ 「郵政民営化情報システム検討会議報告」2004.12.27(準備室HP 注3参照)

¹⁶ 日本郵政公社「有識者会議における議論に対する意見」2004.11.10(準備室HP)

¹⁷ 内閣官房郵政民営化準備室「主要検討項目について(その2-2)」2004.11.17(第18回郵政民営化に関する有識者会議配布資料 準備室HP)

¹⁸ 日本郵政公社「『骨格経営試算』に対する意見」2004.11.22(準備室HP)

地域分割をするかどうかは、新会社の経営陣の判断に委ねられることになった¹⁹。

問題点

1 データに基づく検討の必要性

1月21日に召集された第162回通常国会の施政方針演説で、首相は、郵政民営化を実行する強い決意を表明している。首相の意気込みとは裏腹に、世論調査結果等²⁰を見ると、郵政民営化が「改革の本丸」であるという首相の主張は、必ずしも国民の理解を得ることができないといえよう。その原因の一つに、データによる検証作業が不十分なため、改革論議が抽象的なレベルで進められていることがあるのではないだろうか。

例えば、政府方針は、民営化の意義の一つとして「見えない国民負担」の最小化を挙げている。しかしながら、その「見えない国民負担」の内容を具体的に提示し、現在の郵政事業の利便性を支えているコストがどれほどのものなのか明示しようという姿勢は見えない。

有識者会議の委員2名が行った平成15年度の公社の決算に基づく「見えない国民負担」の試算²¹(年間1兆1000億から2000億円程度)が諮問会議で紹介された際、生田総裁は、公社が租税負担を免除されているのは、公社が十分な資本を持たずに発足したためであり、経営の健全性確保に必要な資本を確保した後は、利益の2分の1を国庫納付することとなっていると反論した(8月2日議事要旨16-19頁)。

改革案を検討するには、こうした論争に決着をつけ、特典と制約の大きさを確定することが必須と思われるが、政府としてそのような作業は行われていない模様である²²。

ユニバーサルサービスの義務付けの見返りに与えられる優遇措置など、図2に示した指標の程度をさまざまに組み合わせて制度設計が行われる際、コスト情報が不可欠のはずであるが、政府の検討過程でそれが十分開示されたとは言い難いのではないだろうか²³。

¹⁹ 民間金融機関との競争条件対等化のため、地域分割あるいは現行より厳しい業務制限を課し、規模・資金量を人為的に縮小すべきという主張に対しては、竹中大臣や諮問会議の民間議員である本間正明氏らは、市場原理に任せれば、自然に規模は縮小するという見通しを語っている(『日本の論点2005』文芸春秋、2004.11, p.321; 「郵政は国鉄より難しい」『日経ビジネス』1258号、2004.9.13, pp.129-130.)。

²⁰ 政府が行ったインターネット調査では、政府が取り組むべき重要課題(複数回答)として、郵政民営化を挙げた人は、25.7%、10項目中8位に留まった(「『郵政民営化についての意識調査』の結果について」2005.2.1(準備室HP注3参照))。

²¹ 同時に、有識者会議で実施されたヒアリングで得た全国銀行協会の試算も報告されている(内閣官房郵政民営化準備室『郵政事業をめぐる動向』(7月27日諮問会議配布資料))。全国銀行協会による官業特典の見積もりが過大であり、官業特典によって民間金融機関が公社に対して不利になっているとは考えにくいと評価する論文もある(家森信善・西垣鳴人「日本の公的金融 肥大化論と官業の特典論の再検証」『フィナンシャル・レビュー』73号、2004.9, pp.209-234.)。

²² 平成16年11月26日の答弁書(内閣衆質161第14号)では、政府においては官業特典の試算は行っていないとしている。

²³ 有識者会議で実施した郵政公社ヒアリングの記録によると、公社としても地域別のコスト比較の必要性は認識しているが、支店別に資金管理していないなど制約が多く、地域別の損益把握は困難だという(内閣官房郵政民営化準備室『郵政民営化への最近の取組み状況』(7月21日諮問会議配布資料)3頁)。

2 他の構造改革との関連性

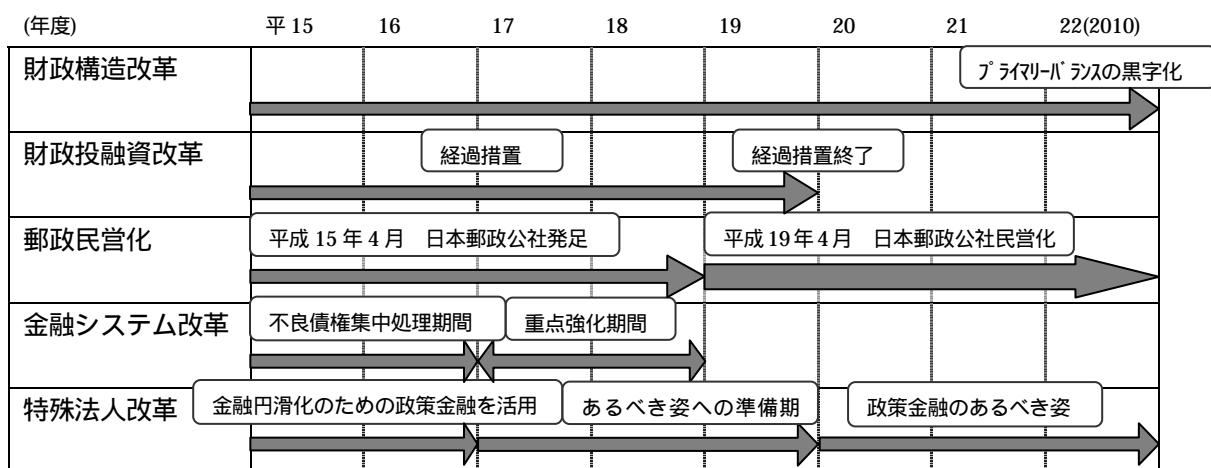
政府方針が、郵政民営化の意義として挙げているように、資金の流れを官から民へと変えるには、資金の流れの「入り口」改革である郵政民営化だけでなく、「出口」である特殊法人改革が必須であるということを指摘する論者は多い。また、国債の安定消化のため、民営化移行期において適切な配慮を行うこととされていることから、民営化を実施してすぐにその成果は出ないということもよく指摘されている。

諮詢会議の議論でも、民営化後の郵政が「市場原理を十分生かした新しい資金再配分機能を担う」ことが「民営化の大目的」であるという発言に見られるように（8月2日議事要旨13頁）、資金の流れの変革は重要な位置づけを与えられているが、一方、目先に囚われず、10年単位で成果をみるべき（4月21日議事要旨11頁）といった短期的成果に対する控えめな発言も見られる。

郵政民営化を行えば資金の流れが変わるという説明に対し、「虚言に近い」という厳しい指摘もされている。郵政公社の非常勤理事でもある池尾氏は、「資金供給（郵貯・簡保の存在）があるから需要（財政赤字）が生まれているという側面よりも、資金需要（財政赤字）の存在が供給を促しているという側面の方が、圧倒的に主たる因果関係である。財政再建（歳出削減と増税）の実現なしに、官が資金を集める構造が変わることはあり得ない。この冷厳な事実を見ないふりをして、郵政改革をすれば資金の流れを官から民に変えれるかのように主張するのは、虚言に近い²⁴。」と述べている。

論点が、目の前の利便性に集中しがちであることはやむを得ないとはいえ、郵政民営化が構造改革の本丸であるというのであれば、「官から民へ」とキャッチフレーズを唱えるだけでなく、長期的な展望を示しつつ、短期的には成果が見込めないということや、他の改革（表4参照）との関連性を十分説明する必要があるのではないだろうか。

表4 構造改革の動向



（出典）内閣官房郵政民営化準備室 パンフレット「だから、いま民営化 - 郵政民営化の基本方針 - 」（準備室HP注3参照）

²⁴ 池尾和人「金融システムの何が問題か」『経済セミナー』600号、2005.1, p.24.

年表 郵政改革をめぐる近年の動向（政府の動きを中心に）

平 9	9.3 行政改革会議（会長：橋本首相）が中間報告を決定。簡保の民営化、郵貯の早期民営化準備、郵便の国営維持という方針を打ち出す。
	12.3 行政改革会議が最終報告を決定。平成 15 年からの郵政 3 事業一体の公社化、民営化等の見直しを行わない等の方針を打ち出す。
平 10	6.9 行政改革会議最終報告の内容を盛り込んだ中央省庁等改革基本法が成立
平 13	1.6 省庁再編。郵政事業は、総務省郵政企画管理局及び郵政事業庁へ移管
	4.26 小泉内閣発足
	6.4 首相の私的諮問機関「郵政三事業の在り方について考える懇談会(郵政懇)」第 1 回会合開催
	8.30 総務大臣の私的研究会「郵政事業の公社化に関する研究会(公社化研)」第 1 回会合開催
	12.20 公社化研、中間報告公表。効率性を高め、自律的・弹力的経営を可能とするため、中期的目標管理、企業会計原則等の民間企業の経営手法の導入を柱とする公社化案と、民間参入について 条件付全分野への参入、部分的自由化、段階的自由化の三つの選択肢を提示
平 14	4.26, 5.7 郵政公社化関連 4 法案（日本郵政公社法案と郵便事業への条件付全面民間参入を定めた信書便法案等）を国会提出
	5.21 首相、衆議院本会議で、郵便事業への民間参入は「民営化に向けた一里塚」と発言（一里塚発言）
	6.4 一里塚発言は「政府として郵政三事業の民営化を決めたということを表明したものではなく、郵政三事業についての、政治家としてのかねてからの持論を述べたもの」との答弁書を閣議決定
	中央省庁等改革基本法の「民営化等の見直しを行わない」の規定について、片山総務大臣及び内閣法制局长官が、衆議院総務委員会で、公社化以後のことまで規定したものではない旨答弁
	7.24 郵政公社化関連 4 法案が成立
	8.1 首相、「改革の本丸に向けて本格的な郵政三事業民営化に向けての一歩を今後踏み出したい」と発言
	9.6 郵政懇が、民営化の 3 類型を併記した最終報告書を首相に提出
平 15	4.1 日本郵政公社が発足
	9.8 首相、19 年 4 月からの民営化を盛り込んだ自民党総裁選公約を発表
	9.26 首相、経済財政諮問会議において、竹中経済財政担当相に民営化案を取りまとめるよう指示
	10.3 経済財政諮問会議、竹中経済財政担当相が提示した、郵政民営化の基本原則を了承
	10.10 自民党衆院選公約に「郵政事業を 2007 年 4 月から民営化するとの政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004 年秋頃までに結論を得る」と明記
	10.17 内閣府に「郵政民営化連絡協議会」設置
平 16	4.26 経済財政諮問会議が郵政民営化中間報告を決定
	内閣官房に郵政民営化準備室と「郵政民営化に関する有識者会議」を設置。準備室室長には、渡辺前農林水産事務次官、副室長には高木金融庁長官、鍋倉前総務審議官を起用
	9.10 経済財政諮問会議で了承を得た後、「郵政民営化の基本方針」閣議決定。首相を本部長とし、全閣僚で構成される郵政民営化推進本部を内閣に設置
	9.27 第 2 次小泉改造内閣発足、新設された郵政民営化担当相に竹中平蔵経済財政政策担当相が就任
	10.1 郵政民営化に関する有識者会議を民営化準備室の助言機関から郵政民営化担当相の助言機関へ改組
	12.27 郵政民営化情報システム検討会議が、平成 17 年 4 月の分社化について、「管理すべき一定のリスクが存在するとしても、制度設計や実際の制度運用において、適切な配慮をすれば、情報システムの観点からは、暫定的に対応することが可能である」との検討結果を発表

（出典）各種資料より作成